海士町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

１　目 的

ふるさと納税（寄附金）制度により海士町（以下「本町」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のＰＲ並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

２　事業概要

本町の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットや専用のＷ ＥＢサイトから、希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本町ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレットやＷＥＢサイトを通じて広く紹介します。全体のスケジュールは１４に記載しています。

３　返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

（１）本町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本町をＰ Ｒしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とします。

（２）海士町税のほか、国税、県税等に未納の無いこと。

（３）各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

（４）代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および海士町暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（５）海士町個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

４　返礼品の要件

（１）３の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア　本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。

イ　本町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

ウ　品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ　食品については、寄附者に商品到着後少なくとも５日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

オ　平成２８年４月１日付け総税企第３７号総務大臣通知「地方税法、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XⅢ特記事項２（１）により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないこと。

カ　平成２９年４月１日付け総税市第２８号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

・価格が高額のもの

キ　食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

ク　体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

・町内および市施設内にてサービスが提供されること。

・町内の地域資源を利用していること。

・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後１年程度の有効期限を設けることができること。

・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。

・安全性の配慮に努めること。

ケ　返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

（２）（１）の規定によらず、町長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

（３）返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分の詳細は下表のとおりとし、各区分における返礼品の町の負担額は寄附金額の３割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税（令和元年（２０１９年）１０月１日からの税率で算出したもの）と梱包代を含むものとします。また、町は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 寄附金額区分 | 返礼品の価格（税込、梱包代込） | 町の返礼品負担額（上限） |
| Ａ | 5,000 円以上 | 1,500 円相当 | 1,500 円 |
| Ｂ | 10,000 円以上 | 3,000 円相当 | 3,000 円 |
| Ｃ | 15,000 円以上 | 4,500 円相当 | 4,500 円 |
| Ｄ | 20,000 円以上 | 6,000 円相当 | 6,000 円 |
| Ｅ | 25,000 円以上 | 7,500 円相当 | 7,500 円 |
| Ｆ | 30,000 円以上 | 9,000 円相当 | 9,000 円 |
| Ｇ | 50,000 円以上 | 15,000 円相当 | 15,000 円 |
| Ｉ | 上記以外（5,000 円以上で 1,000 円刻み） | 寄附金額の３割相当 | 寄附金額の３割 |

＜留意事項＞

1. 返礼品の価格が町の負担額を超えた場合、超えた部分については返礼品提供事業者が負担する。
2. 実際にかかった費用が返礼品の価格を下回る場合は、実際にかかった費用を町が負担する。
3. 複数回に分けて返礼品を発送する提案の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定すること。
4. 町が負担する送料とは、返礼品発送に係る基本配送料（概ね１６０サイズ２５kg まで）をいう。ただし、クール便で発送する返礼品の場合は、基本配送料を超えた送料も町が負担する。

５　返礼品提供事業者として登録することの効果

（１）ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。

（２）ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などの各ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等および事業者のＰＲができます。

（３）返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、ＰＲを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

（４）町のホームページや町が作成・配布（市が委託して作成する媒体を含む。）するふるさと納税（寄附金）パンフレット等に返礼品および事業者名を掲載します。なお、本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

６　募集期間

令和２年（２０２０年）６月２２日（月）から

※次回以降の募集について

応募については今後も随時受付いたします。

７　申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、交流促進課へ持参または郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

・返礼品提案書（任意）※１商品につき１枚作成

８　返礼品提供事業者および返礼品の審査結果

本町における選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。

９　返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定および返礼品決定後に、登録した企業情報および返礼品内容を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告し、協議すること。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

１０　返礼品提供事業者および返礼品の登録取消

（１）町は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。

ア　本要領３および４に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ　提出書類に虚偽があった場合

ウ　町に損害を及ぼす行為があった場合

（２）（１）の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、町は取り消しができるものとします。

１１　個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、海士町個人情報保護条例および関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

１２　返礼品提供事業者および返礼品の見直しについて

（１）返礼品提供事業者および返礼品については、原則として毎年見直しを行います。

（２）見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入替えについて検討します。

（３）町は、その他必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

１３　その他の留意事項

（１）業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途へ提出してください。

（２）本町がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをする場合があります。

（３）返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに町へ報告してください。

（４）返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに町へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

（５）登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

（６）返礼品提供事業者は、本町からの通知書に対し不服がある場合、行政不服審査法に基づき、処分についての審査請求を行うことができます。

（７）ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１４ 申込み・問い合わせ先

海士町役場交流促進課

（担当）山斗

〒684-0404

島根県隠岐郡海士町大字福井1365-5

TEL：08514-2-0017

FAX：08514-2-0358

メールアドレス：<[kouryu@town.ama.shimane.jp](http://desknets.town.ama.shimane.jp/scripts/dnet/xmail.exe?page=mailaddrentry&mode=maddr&fid=27&msgid=202005271626370003&id=8075&Name=cc&bproc=xmail%2Eexe%3Ffldsort%3D%26order%3D%26status%3D%26row%3D0%26page%3Dmaillist%26fid%3D27%26select%3D1&no=1)>